

学校におけるいじめ対応マニュアル

羽島市教育委員会 学校教育課

<いじめに対する基本的な対応>

(1) その日のうちに

- ・ 認知したら、すぐに対応する。「様子を見よう」は厳禁。
- ・ 被害を受けた児童生徒の家庭には電話ではなく家庭訪問をする。
(管理職と担任で訪問する。事実と学校の指導方針を説明する。)
- ・ 時間的に無理なら、翌日の被害児童生徒の守り方を具体的に決める。



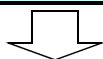
(2) 校長中心に組織的に

- ・ 校長が関係職員（教頭、生徒指導主事、学年主任、担任等）を集め、対応を指示する。
- ・ 関係職員で手分けして、被害児童生徒、加害児童生徒、他の児童生徒（目撃者や関係のある者等）から事実の聞き取りをする。
- ・ 聞き取った内容を突き合わせて、指導の方向を協議する。



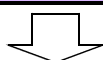
(3) 関係者を一堂に

- ・ 関係児童生徒とその保護者、学校関係者を一堂に会して指導する。
- ・ 遅くともいじめを認知した翌日までに指導を終える。



(4) 謝罪を確実に

- ・ 加害児童生徒とその保護者が被害児童生徒とその保護者に謝罪する。
- ・ 学校関係者も同席して謝罪の会を持ち、指導する。



(5) 事後指導・見届けを

- ・ いじめが続かないように全職員で見守る。
- ・ 集会を開き、指導内容を伝える。重大な事案については保護者会を開く。
(関係児童生徒の心情に配慮する。)

<いじめ事案の報告等>

※いじめ事案を認知したら、市教委の生徒指導担当に電話で一報
教育支援センター 393-4616
学校教育課 393-4674



【関係機関の電話番号】

- | | | | |
|---------------|-------------|-------|----------|
| ・ 岐阜教育事務所 | 教育支援課 | 生徒指導係 | 278-3058 |
| ・ 岐阜羽島警察署 | 生活安全課 | (犯罪) | 387-0110 |
| ・ 中央子ども相談センター | (施設入所、一時保護) | | 273-1111 |